

## 犯罪被害者等基本計画骨子案(2)について

大久保 恵美子

- 1 骨子案(2)の1、(5)、P3の、カには「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるように努める。」とあるが、これでは、受刑者が損害賠償に充当する気がなければ、結局、被害者は、損害賠償を受けられないことになってしまう。

被害者が損害賠償への充当を希望する場合(あるいは、被害者が損害賠償への充当を拒否しない限り)、受刑者の意思に関係なく、受刑者の作業報奨金の一部ないし全額を被害者に対する損害賠償に充当できるように法律を整備すべきである。

- 2 前回の検討会の資料9にもあるように、私は、検討会に先立ち、「服役中の作業賞与金の全部または一部を自動的に被害弁償に充てるようにする。」という意見書を提出した。

ただ、前回の検討会では、私の誤解もあって、この点について、十分な説明ができませんでした。(議事要旨案の20枚目裏を参照)

意見書にも書いたとおり、服役中の加害者を真に更生させるためには、被害者に対する責任を果たすことが必要不可欠で、作業賞与金の全部または一部を自動的に被害弁償に充てるようにできれば、被害者への被害回復だけでなく、加害者の真の更生にも役立つと言える。